

令和 7 年第 11 回守山市農業委員会総会議事録

第 11 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 7 年 11 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 43 号～議第 46 号

議第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 46 号 農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の
規定による意見書を提出することについて

報告第 49 号～報告第 52 号

報告第 49 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 50 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 51 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 52 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	10 高橋 謙二
11 服部 重信	12 辰市 祐洋	13 西 直幸
14 大崎 恭義	15 九重 智子	16 千代 博
17 今井 誠二	18 西出 登志和	19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘	21 宇野 正	22 中島 耕治
23 西村 正秋	24 西村 潔	25 山本 麻紀代
26 秋山 新治		

3 欠席委員

9番 岡本 良一委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 事務局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 専門員 柿本 勝幸

局 員 指導員 岡田 裕次

○事務局長

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 11 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 7 年第 11 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 1 件、

報告案件 4 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●● 委員と●● ●● 委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

10 番 高橋 謙二 委員

11 番 服部 重信 委員

を指名いたします。

○議長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

それでは議題に入ります。議第 43 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第43号の提案理由をご説明申し上げます。議案書1ページ、位置図は2ページからとなります。

これは、農地のまでの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1番の案件です。(位置図 3/22)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○番○ 1,675 平方メートルの田です。

譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。
譲受人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、0アール、通作距離は、5.8キロメートルです。

2番の案件です。(位置図 4/22)

土地の所在地は、○○町 ○○○○ ○○○○番 596

平方メートルの畳です。

譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、100.9 アール、通作距離は、0.1 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 5/22)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番 90 平方メートルの畳です。

譲渡人は、宇治市○○○○ ○○番地の○ ○○○○○○○○○ ○○○号 ○○ ○○さん ○○歳、および栗東市○○ ○○○番地○(○○○号) ○○○○○○○○○ ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、2.7 アール、通作距離は、0.2 キロメートルです。

以上の案件につきましては、

農地法第3条第2項第1号から第6号までの各要件に該当または抵触しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第43号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、1番の案件ですが周辺農地への影響もなく特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2番の案件は●● ●●委員ですが、本日欠席しておられます。事務局は、何か報告を受けておられませんか。

○事務局

報告を受けておりますので、お伝えいたします。

2番の案件は、特に問題はないとのことです。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件については、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「あり」の声あり

○●番 ●● ●●委員

1番の案件ですが、譲受人は新興住宅地にお住いの方ですが、農業をされるのですか。

○●番 ●● ●●委員

譲受人は、この農地の隣で工場をされており新規就農されるものです。

○事務局

新規就農ということで、地目は田ですが果樹を栽培される計画です。主にいちじく、柿、梅を栽培する予定と聞いています。また、農地への進入については、譲受人の工場敷地からとなります。

○●番 ●● ●委員

この件に限らずですが、最近田や畠を新規にされる方も出てきていると思いますが、そうした方が適しているかや、農機具の所有等をどうのように確認されていますか。

○事務局

新規就農者については、営農計画書を作成していただき、経営作物の予定や農機具の所有状況、販売先等を聞き取りしております。

○●番 ●● ●●委員

その後に耕作をされていないこともあります、その後の確認や追跡はされたりしないのでしょうか。

○事務局

その後の追跡については行っておりませんが、地元の農業委員さんにも確認していただく中で、指導をしてまいりたいと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり

ませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第44号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第44号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第44号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は2ページ、位置図は6ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございまして、本委員会の決定を求めるもので

ございます。

今月は1件でございます。

1番の案件です。(位置図 7~8/22)

申請地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,100 平方
メートルの内 47.82 平方メートルの畠 同じく〇〇〇〇
番 1,100 平方メートルの内 46.89 平方メートルの畠
同じく〇〇〇〇番 1,200 平方メートルの内 40.71 平方
メートルの畠 同じく〇〇〇〇番 1,300 平方メートルの
内 54 平方メートルの畠 同じく〇〇〇〇番 1,200 平方
メートルの内 222.4 平方メートルの畠 以上5筆で、合
計 411.82 平方メートルです。申請人は、大津市〇〇 〇
丁目〇番〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇
〇さん 〇〇歳です。本件は、9月の総会において、地域
計画の変更案の説明が農政課からなされた案件でござい
まして、その後地域計画の変更と農業用施設用地への軽微
変更がなされています。計画としては、現在トマト栽培の
ハウスに隣接した土地を出荷作業場と関係者駐車場 18 台
とされるもので、5筆の自己所有地に加え、このあと議第
45号の5番でご審議いただく〇〇〇〇番 207.4 平方メー
トルの畠を含めた 619.22 平方メートルが、農業用施設に

一体的に利用されることになります。

立地基準の判断については、農用地区域内の農地ではあります
ますが、守山市の農用地利用計画で指定された用途であ
りますことから、例外的に許可ができます。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく
農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考
えます。

以上、議第44号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員であります

●● ●● 委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●● 委員

ただいま説明がありました、案件は○○○○○○○の
農地ですが、農業用施設と駐車場ということでいたしか
たないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいま説明がありました案件については、10月24日に現地確認を行い、問題はないと考えます。
ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「なし」の声あり

○議長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 （会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第45号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 45 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 4 ページ、位置図は 9 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 5 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 10~11/22)

申請地は、○○町 ○ ○○○○番○ 99 平方メートルの畠で、現況は一部ですが雑種地となっています。譲渡人は、○○町○○○番地○○○○○○ ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、○○町○○○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとお

りで、契約内容は売買。転用の事由は駐車場です。

譲受人は、申請地の隣に畠を所有し、耕作しておられますが、農作業用の軽トラックと、来客用の車の駐車場として2台程度必要とのことです。なお、申請地の一部に小屋が建てられていた経緯があり、現在小屋は撤去されているものの、コンクリート基礎は残されていることから無断転用の扱いとなります。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 12~13/22)

申請地は、○○町 ○○ ○○○番○ 354 平方メートルの田 同じく○○○番○ 19 平方メートルの田 2筆合計で 373 平方メートルです。譲渡人は、京都府宇治市○○町○丁目○番地の○○○ ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、京都府宇治市○○町○丁目○番地の○○○ ○○ ○○さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は整骨院の建築です。

譲受人は、譲渡人の息子さんで、柔道整復師や、はり師等の資格をお持ちであり、母親の故郷である〇〇町での整骨院開業を計画されています。また、備考欄に記載のとおり開発許可に該当するものです。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（○○○○○○と○○○○○）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 14~15/22)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 248 平方メートルの畠で現況は一部雑種地となっています。譲渡人は、
〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、
守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
号室 〇〇 〇〇さん 〇〇歳 〇〇 〇〇さん 〇〇
歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は専用住宅です。

譲受人は、譲渡人の息子夫婦です。申請地は、○○町地区地区計画区域内であるため、開発許可を得て、住宅建築が可能です。なお、申請地は一部、軽トラックの駐車場として碎石が敷かれているため、無断転用案件としています。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（○○○○○と○○○○○○）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。（位置図 16～17/22）

申請地は、○○町 ○○○ ○○○○番 435 平方メートルの畠で現況は雑種地です。譲渡人は、○○町○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、京都市○○区○○○○○町○○番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は駐車場です。

譲受人は、申請地の東隣りにおいて工場を営業しております、従業員が増加してきたことから、工場の敷地外に駐車場を必要とされています。申請地には従業員用として 12 台、来客用として 3 台計 15 台の駐車スペースを計画されているのですが、すでに現在、申請地の一部に車両を置いておられる実態が確認されましたので、無断転用案件となります。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。(位置図 7~8/22)

図面につきましては、さきほどの議第 44 号の議案の位置図の 7 ページ、8 ページをご覧ください。

申請地は、○○町 ○○○○ ○○○○番 1,100 平方メートルの内 207.4 平方メートルの畑です。譲渡人は○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、大津市○○ ○丁目○番○-○○○○号 ○○○○ ○○

〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。転用の事由は農業用施設（出荷作業場および駐車場）です。

計画については、議第44号でご説明した内容と同様となります。こちらは賃貸借で、賃貸借期間が終了した際には農地に復旧して返還することが契約書に記載されています。

立地基準の判断については、農用地区域内の農地ではあります、守山市の農用地利用計画で指定された用途でありますことから、例外的に許可ができます。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第45号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

〇●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました、1番は、譲受人の自宅が狭く駐車場を借りられていることから、駐車場用地として

今般取得されます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました、2番の案件は譲渡人と譲受人が親子関係であり、また周辺農地等への影響もないことから問題はないと考えます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました、3番の案件は特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました、4番の案件ですが、譲受人は金属加工の会社をされており、以前より当該地を賃貸借で許可なく使用されていましたが、今回売買で取得されま

す。周辺農地への影響もなく問題はないと考えます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議 長

続いて、5番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました、5番の案件ですが、先程の議第44号の隣接地で一体利用されるということで問題はないと考えます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

ただいま説明がありました案件については、10月24日に現地確認を行い、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第46号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第46号 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見書を提出することについて

以上です。

○議長

この意見書につきましては、農政委員長に取りまとめさせていただきましたので、農政委員長から、まず報告をお願いいたします。

○農政委員長 (会議規則第9条議案の説明)

関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出として、農業委員会法 第38条 「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とされています。

農政委員会では、委員の皆さんからいただいた意見を検討してまいりました。内容については、担い手への支援、新規就農者や後継者の育成、遊休農地の解消、女性農業者の育成、それから事務局の体制強化として挙げさせていただきました。皆様からは、様々な意見がありましたが、全てを網羅することは難しいこともあり、当委員会で調整させていただきましたこと、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、事務局より内容を説明して頂きます。

ます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

それでは、その内容を朗読いたします。

(意見書を朗読)

以上、議第46号の提案理由の説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり意見をすることに、ござ異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり意見をすることに決しました。

○議長

なお、この意見書は後日、三役ならびに農政委員長の4人で、市長に手渡しさせていただきますので、よろしくお

願いいたします。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 49 号から第 52 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 49 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による
届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 50 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 51 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ
いて

5 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 52 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

17 件の通知です。内容については記載の通りで
す。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

報告第 52 号の賃貸借契約解約の案件ですが、第三者に貸付とあるのは、同じ方が再度借りられたり、他の方が借りられるという意味ですか。

○事務局

基本的には、同じ方ではなく第三者の方が借りられるということです。

○議 長

他に何か質問はありませんか。

===== 「なし」の声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 10 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 7 年 11 月 18 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

10番 高橋 謙二 委員

11番 服部 重信 委員